（検討）

第十四条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正後の各法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、「覚せい剤原料輸入業者」を「覚醒剤原料輸入業者」に、「覚せい剤原料輸出業者」を「覚醒剤原料輸出業者」に、「覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤原料製造業者」に、「第三十条の六第三項」を「第三十条の六第四項」に改め、同表安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）の項中「第十三条第四項（第十四条第三項において準用する場合を含む。）及び第五項並びに第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の項第一号中「、第四項及び第五項」を「及び第四項から第六項まで」に、「第七十条第一項及び第二項」を「第七十条第一項及び第三項」に改め、同項第二号中「第二十一条第一項及び第二項」を「第二十一条」に、「及び第四項、第七十条第一項及び第二項」を「、第四項及び第五項、第七十条第一項及び第三項」に改め、同項第三号を削る。

第十六条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の項第一号中「及び第四項から第六項まで」を「、第四項、第六項及び第七項」に改め、同項第二号中「第五項」を「第六項」に改める。

（刑事訴訟法等の一部改正）

第十七条　次に掲げる法律の規定中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

一　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百五十条の二第二項第四号ハ

二　あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十四条第三号

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）別表第二十二号

四　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第二条第二項第二号イ、別表第二第十五号及び別表第三第二十六号

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第十八条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤若しくは覚せい剤原料」を「覚醒剤若しくは覚醒剤原料」に改める。

第二十四条第四号チ中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

（酒税法の一部改正）

第十九条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第二号中「第六十九条第四項」の下に「及び第五項」を加える。

第二十条　酒税法の一部を次のように改正する。

第六条の四第二号中「第五項」を「第六項」に改める。

（関税法の一部改正）

第二十一条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の二第一項第一号及び第六十九条の十一第一項第一号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第二十二条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

第百十五条の三第一項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料を」を「覚醒剤原料を」に、「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に改める。

第百十五条の五第二項中「第三十四条第三項」を「第三十四条第五項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第二十三条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七十七号㈡中「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同号㈣を同号㈤とし、同号㈢を同号㈣とし、同号㈡の次に次のように加える。

㈢　医薬品医療機器等法第十三条の二の二第一項（保管のみを行う製造所に係る登録）の医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所の登録（政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき九万円

別表第一第七十七号㈡の次に次のように加える。

㈤　医薬品医療機器等法第十三条の三の二第一項（医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録）の医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所の登録（更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき九万円

同号㈣の次に次のように加える。

別表第一第七十七号㈡中「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同号㈣を同号㈤とし、同号㈢を同号㈣とし、同号㈡の次に次のように加える。

㈢　医薬品医療機器等法第十三条の二の二第一項（保管のみを行う製造所に係る登録）の医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所の登録（政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき九万円

（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正）

第二十四条　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤及び」を「覚醒剤及び」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正）

第二十五条　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「はく奪する」を「剝奪する」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

第二条第一項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第二項第五号から第七号までの規定中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

第五条第四号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正）

第二十六条　犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。